

議案第156号

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月30日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第10条 [略] 2 [略]</p>	<p style="text-align: center;">（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第10条 [略] 2 [略] <u>3 認定特定非営利活動法人は、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行うときは、事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、法第55条第2項の規定により、法第54条第4項の書類を市長に提出しなければならない。</u></p>
<p style="text-align: center;">（特例認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）</p> <p>第12条 第9条第1項の規定は、法第58条第1項の規定による<u>特例認定</u>を受けようとする場合について準用する。</p> <p>2 第10条及び前条の規定は、<u>特例認定特定非営利活動法人</u>について準用する。</p>	<p style="text-align: center;">（<u>仮認定特定非営利活動法人</u>に関する規定の準用）</p> <p>第12条 第9条第1項の規定は、法第58条第1項の規定による<u>仮認定</u>を受けようとする場合について準用する。</p> <p>2 第10条及び前条の規定は、<u>仮認定特定非営利活動法人</u>について準用する。</p>
<p style="text-align: center;">（合併の認定申請）</p> <p>第13条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定</p>	<p style="text-align: center;">（合併の認定申請）</p> <p>第13条 法第63条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定</p>

を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第8条第1項の申請書の提出に併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存)

第15条 法第75条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。）第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項並びに第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の備置きとする。

2 [略]

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成)

第16条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項、第35条第1項並びに第54条第2項及び第3項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

2 [略]

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)

第17条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第4項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

2 [略]

を受けようとする仮認定特定非営利活動法人は、第8条第1項の申請書の提出に併せて、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による保存)

第15条 法第75条の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「読替え後の電子文書法」という。）第3条第1項に規定する条例で定める保存は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項及び第2項、第35条第1項並びに第54条第1項（法第62条（法第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第63条第5項において準用する場合を含む。）及び第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の備置きとする。

2 [略]

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による作成)

第16条 読替え後の電子文書法第4条第1項に規定する条例で定める作成は、法第14条（法第39条第2項において準用する場合を含む。）、第28条第1項、第35条第1項及び第54条第2項から第4項まで（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の作成とする。

2 [略]

(特定非営利活動法人が行う電磁的記録による縦覧等)

第17条 読替え後の電子文書法第5条第1項に規定する条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、第45条第1項第5号（法第51条第5項及び第63条第5項において準用する場合を含む。）並びに第52条第4項及び第54条第5項（これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面の閲覧とする。

2 [略]

附 則

この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70

号) の施行の日から施行する。